

職業能力開発促進法施行規則及び障  
害者の雇用の促進等に関する法律施  
行規則の一部を改正する省令案  
(概要)

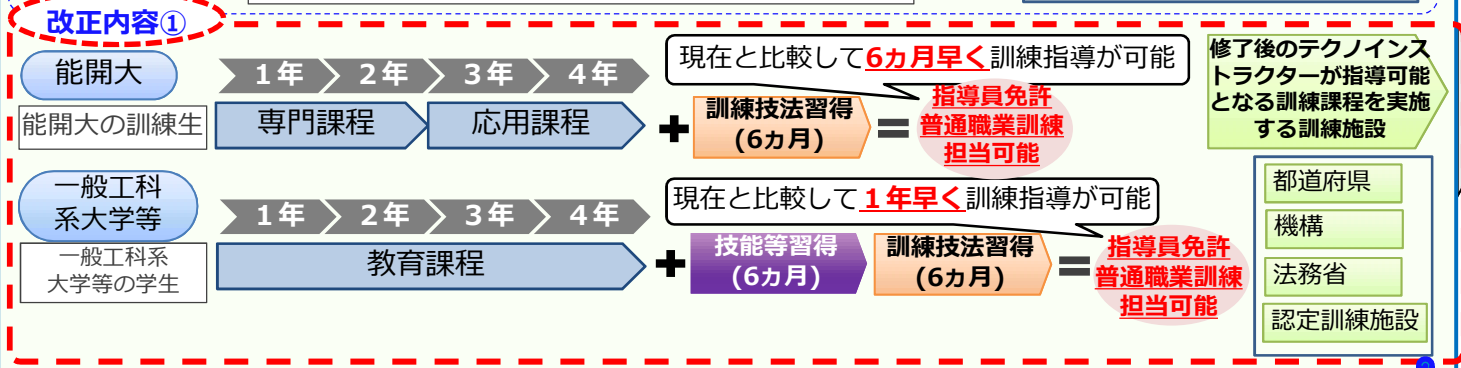
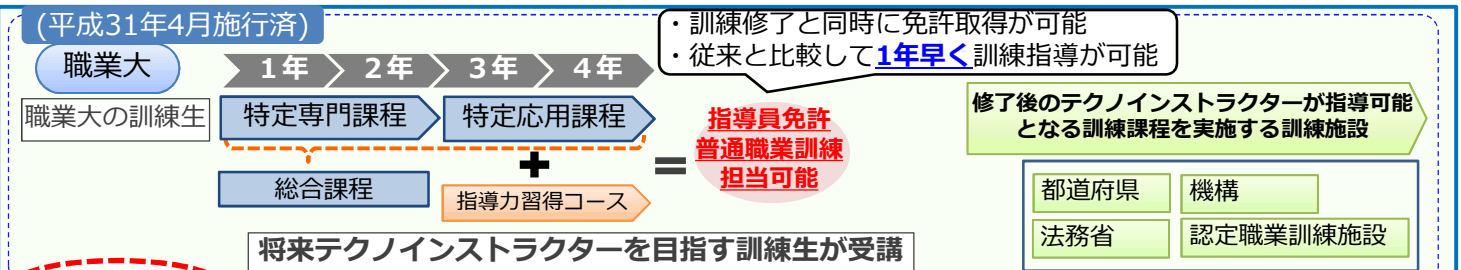
# テクノインストラクターのキャリア・パス (全体像)

(全てのテクノインストラクター対象)指導員技能向上訓練(研修課程)

テクノインストラクターのキャリア・パス

## ステップ1

普通職業訓練を担当可能なテクノインストラクター(主に若年層)



今後のテクノインストラクターの継続的安定的な確保に資するため従来のカリキュラムを見直し、若年層の中心としたより早期からのテクノインストラクターの確保・養成を図る。

採用・入職後、各職業能力開発施設で訓練指導に従事し、指導経験を蓄積

## ステップ2

キャリアアップを希望するテクノインストラクター(主に若年・中堅層)



コースを新設して、採用・入職後の若年・中堅層を中心としたテクノインストラクターのキャリア・パスを構築するとともに、専門課程の高度職業訓練担当可能なテクノインストラクターの確保を図る。

【改正内容①・②の施行期日】令和3年4月1日(予定)

## ステップ3

主に中堅・ベテラン層のテクノインストラクター



※中堅・ベテランのテクノインストラクターの養成などのあり方については、応用課程訓練実施が機構のみであることや再構築後の運用状況、テクノインストラクターのキャリア・パスへのニーズなども勘案し、中長期的な課題として、今後も検討。



今後の指導員養成訓練の全体像

参考

訓練時間・期間の「長さ」に基づき「長期」と「短期」として区分・整理

現在

	長期養成課程 (職業能力開発研究学域含む)	短期養成課程		高度養成課程	職種転換課程
		①指導力習得コース	②実務経験者訓練技法習得コース		
対象	・指導員候補者 ・総合課程・応用課程修了者 ・大学(免許職種関連学科)卒業生 ・新たに専門課程の高度職業訓練を担当しようとする者等	・総合課程(特定応用課程)受講者	・指導員試験を受けることができる者 ・当該免許職種に対応した一級や単一等級の技能検定合格者で指定講習受講資格者 ・訓練を担当しようとする者若しくは担当している者等	・長期、短期の指導員養成訓練修了者 ・これと同等以上の知識及び技能を有する者	・職業訓練指導員免許所持者 ・職業訓練指導員の業務に1年以上の実務経験を有する者 ・取得希望の免許職種・訓練科に対応した二級技能検定合格者でその後3年以上実務経験を有する者等
訓練時間・期間	3,600時間・2年(1年に短縮可)	144時間・1年	140時間以上・1ヵ月以上1年未満の適切な期間	800時間以上・1年	1,800時間・1年(6ヶ月に短縮可)
修了生が取得可能な免許・資格	・職業訓練指導員免許 ・専門課程担当資格(職業能力開発研究学域修了者:修士)	・職業訓練指導員免許	能力審査の合格により ・職業訓練指導員免許 ・専門課程担当資格	(応用課程担当者資格)	・職業訓練指導員免許
目的・仕上がり像	・職業訓練指導員経験3年程度の能力を有する普通職業訓練及び高度職業訓練(専門課程)の訓練指導が可能なテクノインストラクターを養成。 ・職業能力開発研究学域修了生は、研究能力を併せて習得可能。	・職業能力開発校や職業能力開発促進センター、認定職業訓練施設、矯正施設等において、普通課程や短期課程の普通職業訓練の訓練指導が可能なテクノインストラクターを養成。	・職業能力開発校や職業能力開発促進センター、認定職業訓練施設、矯正施設等において、普通職業訓練の訓練指導が可能なテクノインストラクターを養成。 ・さらに能力審査合格を経て、職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校、認定職業訓練施設における専門課程の高度職業訓練の訓練指導が可能なテクノインストラクターを養成。	・職業能力開発大学校において、応用課程の高度職業訓練の訓練指導に必要なテクノインストラクターとしての高度で専門的な知識及び技能並びに研究能力を養成。	・普通職業訓練の訓練指導を担うテクノインストラクターに、職域を拡大させ、他の免許職種を追加付与。

制度改正以降(案)

	指導員養成訓練						
	普通職業訓練		指導員養成課程		高度職業訓練		
	①指導力習得コース ②訓練技法習得コース ③訓練技法・技能等習得コース		④実務経験者訓練技法習得コース	⑤職種転換コース	⑥職業能力開発研究学域	⑦専門課程担当者養成コース	⑧応用課程担当者養成コース
対象	①職業大総合課程(特定応用課程)受講者 ②応用課程等修了者 ③一般工科大学卒業生		・指導員試験を受けることができる者 ・当該免許職種に対応した一級や単一等級の技能検定合格者で指定講習受講資格者 ・訓練を担当しようとする者若しくは担当している者	・職業訓練指導員免許所持者 ・職業訓練指導員の業務に1年以上の実務経験を有する者 ・取得希望の免許職種・訓練科に対応した二級技能検定合格者でその後3年以上実務経験を有する者等	・総合課程・応用課程修了者 ・大学(免許職種関連学科)卒業生等	・職業訓練指導員免許所持者 ・普通職業訓練の指導経験があり、高度職業訓練の専門課程を担当しようとする者 ・職業大の長が認める者等	・専門課程担当者養成コース修了者 ・職業能力開発研究学域修了者 ・これらと同等以上の知識及び技能を有する者
訓練時間・期間(予定)	①144時間・1年 ②600時間・6ヵ月 ③1,200時間・1年		140時間以上・1ヵ月以上1年未満の適切な期間	1,800時間・1年(6ヶ月に短縮可)	1,740時間・2年	540時間以上・1年未満の適切な期間	800時間・1年
修了生が取得可能な免許・資格			・職業訓練指導員免許		・職業訓練指導員免許 ・専門課程担当者資格(+「修士」)	・専門課程担当者資格	(応用課程担当者資格)
目的・仕上がり像	・職業能力開発校や職業能力開発促進センター、認定職業訓練施設、矯正施設等において、普通課程や短期課程の普通職業訓練の訓練指導が可能なテクノインストラクターを養成。			・普通職業訓練の訓練指導を担うテクノインストラクターに、職域を拡大させ、他の免許職種を追加付与。	・将来のテクノインストラクターの候補者などに、指導員免許及び専門課程担当者資格を取得させ、併せて職業能力開発に関する研究能力を有するテクノインストラクターを養成。	・職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校、認定職業訓練施設において、専門課程の高度職業訓練の訓練指導に対応できる実践能力を有し、訓練科の運営を行うことができるテクノインストラクターを養成。	・職業能力開発大学校において、応用課程の高度職業訓練の訓練指導に必要なテクノインストラクターとしての高度で専門的な知識及び技能並びに研究能力を養成。

指導員養成訓練の目的や「仕上がり像」に基づき「普通職業訓練の訓練指導が可能なテクノインストラクター」と「高度職業訓練の訓練指導が可能なテクノインストラクター」の養成として、コースを再編・整理

職業訓練の標準的な内容(教科や訓練時間など)を規定している訓練基準について、近年の社会情勢を踏まえて、計画的・段階的に職業訓練内容の充実を図るため、訓練基準をより適切な内容に改めるもの。今回の改正の対象は、普通職業訓練及び高度職業訓練のうち、以下の3内容の**合計3訓練科**である。

【施行期日】 令和2年4月1日

## 改正する訓練科(3科)

### 高度職業訓練

項番	訓練系	専攻科
1	接客サービス技術系	ホテルビジネス科

**1 訓練科**



### ①増加する「インバウンド(外国人旅行者)」に対応した「訓練内容」の充実強化を図るための教科目の新設

専門課程の高度職業訓練である「ホテルビジネス科」においては、**ホテルなどのサービス分野における接客や企画、管理等を担う人材を育成**するため、現在、主に以下のような技能技術を習得するための教科目を実施している。

- ・サービス実習(350時間)：ユニバーサルサービスやクレーム処理への対応など
- ・企画及び宣伝実習(110時間)：各種イベント等の企画、実施、プロモーションなど
- ・外国語会話(165時間)：外国語での観光案内や食事メニュー等の実用外国語での会話
- ・観光論(70時間)：観光資源・地理、地域振興と観光、観光関連産業、観光政策と行政

業界・就職先企業のニーズとしては、**近年増加している外国人旅行者への対応が急速に求められており**、また、国ごとで特性やアプローチ方法も異なるため、本訓練科にて訓練指導する内容・訓練生が習得するべき技能も多岐に亘ることから、現在の「サービス実習」などの教科内容を土台に、**「インバウンド(外国人旅行者)」に特化した教科目や訓練時間を新設し、業界・就職先企業のニーズに対応するとともに、より実践的な訓練指導内容への充実・強化**を図る。

- ・インバウンド実習(35時間)：外国人旅行者対応や各国の特性に応じた接客ツール作成(仕上がり像)外国人旅行者の国別対応にあわせたサービス接遇や企画提案ができること。
- ・インバウンド概論(35時間)：インバウンド市場の現状と今後の取り組みなど(仕上がり像)外国人旅行者の特性について知っていること。

### 普通職業訓練

項番	訓練系	専攻科
1	縫製系	和裁科
2	通信系	電気通信科

**2 訓練科**

### ②「服装美学」に関する「訓練内容」の柔軟化を図るための教科目の統合

和裁科の教科である「服装美学」(着装美や流行分析など)は、教科「被服概論」(色彩やコーディネートなど)と密接不可分な関係性があることから、訓練効果を高めるとともに、訓練内容の柔軟化を図るため、**訓練時間や両教科内容を統合**する。

### ③「教科名称」の文言修正(「電子計算機」(改正前)→改正後:「コンピュータ工学」)